

令和6年5月22日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社中山建設 栃木県那須烏山市田野倉819-1

令和6年5月22日～令和6年8月21日（3ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）、

地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である(株)中山建設の代表取締役は、令和4年7月～9月、職務上の便宜を図った見返りとして、那須烏山市職員に賄賂を供与したとして、令和6年3月7日、贈賄罪で宇都宮区検察庁に略式起訴された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。イ 代表役員等	全地域について逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上